



INDEX

- 収入申告書は提出されましたか？
- 「ひとり親控除」の追加について
- 家賃の減免を希望される方へ
- ～災害に備えて～
- 世帯員の増減は手続きが必要です
- 札幌市消防局からのアドバイス
- 連帯保証人の変更について

(一財)札幌市住宅管理公社の
ホームページアドレスです!

<https://s-j-k.or.jp/>



収入申告書は提出されましたか？

来年4月からの家賃は、毎年6月に皆さまが行う収入申告によって決定されます。
収入申告書を提出される際は、すでにお配りしております説明書で必要書類を確認されたうえで郵送していただくか、集会所の管理人へ提出してください。

なお、収入申告書を提出されませんと収入に基づく家賃を決定できないため、来年4月からの家賃は、近傍同種家賃(近郊の民間賃貸住宅並みの家賃)となりますのでご注意ください。



- ◎長期の入院等によりご自身での提出が困難である場合には、ご相談ください。
- ◎収入申告書を紛失された方は再発行いたしますので、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先・届出先

各団地の集会所管理人、又は
(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

家賃の減免を希望される方へ

※ 新型コロナウイルスの感染防止を図る意味から、減免申請書は出来るだけ郵送等でご提出ください。

年金、給与の収入が少ない方又は退職や転職、新型コロナウイルスの影響等で収入が著しく減少した等、家賃の支払いが困難な方は、条件によっては家賃減免になる場合があります。

新たに家賃減免を希望される方は、希望される月の末日までに申請してください。

なお、すでに家賃減免中の方は、減免期間が終了する時に、新たな申請が必要となりますのでご注意ください。



お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社
業務課 家賃係

☎211-2355

【家賃減免申請の窓口時間延長のお知らせ】

家賃減免申請に関して、住宅管理公社(中央区北1条西2丁目オーク札幌ビル1階)の受付時間を延長します。通常、午後5時15分で終了しますが、下記の日程のみ午後7時まで延長して受付しておりますので、お仕事など日中の手続きが難しい方は、どうぞご利用ください。

記

【令和3年7月】 26日(月)、27日(火)、28日(水)、29日(木)、30日(金)
※午前8時45分から午後7時までにご来社ください。

世帯員の増減は手続きが必要です

世帯員に増減がある場合は、収入申告とは別に、以下の申請(届)が必要です。

なお、申請(届)には公的証明書の添付が必要なものがあります。

また、申請の承認には、各種条件を満たすことが必要となりますので、事前に下記へお問い合わせください。



申請(届)の種類について

- ① 名義人以外の同居者が離婚・死亡・転出した場合。または子供が生まれた場合。
 - 同居者異動届
- ② 名義人が離婚・死亡・転出により既に住宅に住んでいない場合。
 - 入居承継承認申請書(異動の事由が生じてから14日以内に申請しなければなりません。)
- ③ 現在、入居を許可された方以外の親族を同居させようとする場合。
 - 同居承認申請書

お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社
業務課 家賃係

☎211-2355

連帯保証人の変更について

連帯保証人が亡くなられた場合や保証能力が無くなった場合等は、新たな連帯保証人が決まり次第、連帯保証人変更承認申請書を提出してください。

なお、連帯保証人の誓約書等の書類は、連帯保証人変更承認申請書提出後に改めて提出していただきます。



お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社
業務課 家賃係

☎211-2355

「ひとり親控除」の追加について

所得税法の改正を受けて、令和3年7月1日から「ひとり親控除」が追加になり、従来の「寡婦控除」が「ひとり親控除」と「寡婦控除」の2種類になります。(いずれか該当する方のみ)

(現 行)

寡婦(夫)控除
(控除額：該当者の
所得の範囲で27万円まで)



(7月1日以降)

- ①ひとり親控除(控除額：該当者の所得の範囲で35万円まで)
- ②寡婦控除(控除額：該当者の所得の範囲で27万円まで)

「ひとり親控除」とは

名義人及び同居する親族のうちひとり親世帯の方で(婚姻歴のない方を含む)、次の全てに当てはまる方です。

- ・ 婚姻歴がある場合は、配偶者と死別(生死不明を含む)または離婚した後、婚姻をしていないこと。
- ・ 同居する親族のうち所得が48万円以下の子がいること。
- ・ 所得が500万円以下であること。
- ・ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと。

●現在、寡婦(夫)控除の対象となっている方で、今後ひとり親控除に該当する方は、家賃額が変わる場合(※)がありますので、下記へお問い合わせください。

※基本家賃については1分位の方(「家賃決定通知書」に記載の認定月収が104,000円以下の方)、減免家賃については60%減免の方は、家賃額は変わりませんのでご連絡は不要です。

「適用について」

届出・申請については7月申請分から適用になります。

お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社
業務課 家賃係

☎211-2355

～災害に備えて～

近年、豪雨や台風、地震による災害が全国各地で多発しています。これらの災害から身を守るためには、災害に応じた適切な行動を把握しておくことが大切です。

集会所には洪水・土砂災害による被害想定が記載されたハザードマップを閲覧用に配置しています。ご自身の団地や周辺地域の危険度をいま一度確認して、「避難所・避難経路の確認」「非常持ち出し品の準備」などいざというときに備えましょう。

【洪水・土砂災害のハザードマップは以下のホームページからも確認することができます】



札幌市洪水ハザードマップ



札幌市土砂災害ハザードマップ

札幌市消防局からのアドバイス

① 初期消火にご注意！

← 「命」のターニングポイント →

火災の第一発見者として初期消火を試みるあなた。判断次第では、命を落としてしまう場合があります。

あなたの命を守るため、ご家族が悲しまないためにも「消火or避難」のターニングポイントをお伝えします！



ターニング
ポイント

- ① 火が天井付近まで燃えた時
- ② 煙が室内に充満した時
- ③ 身体に熱を強く感じた時



1つでも当てはまったら
すぐに避難して

119番

② 熱中症にご注意！

ご存じですか？札幌市内での熱中症疑いの多くが“住宅”で起きています！

札幌市内では、例年6月頃から熱中症による救急搬送が多くなります。特に今年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響でマスクの着用や自宅過ごすことが多く、熱中症のリスクが高まることから、暑さを避け、こまめに水分を摂るなどの熱中症予防と状況に応じたマスクの着脱や室内換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



熱中症の症状

- ☞ めまい、筋肉痛、汗が止まらない
- ☞ 頭痛、吐き気、身体がだるい
- ☞ 痙攣、発熱 など

体調に異変を感じたら早めに休息を！